

基本的な考え方

21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきたが、現在においてもなお世界各地で、人種や民族、宗教等の違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や紛争、迫害、差別等が生じ、人権を侵害され、生命の危険にさらされている人々がいるという現状がある。また、日本社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じている状況にある。

特に、次代を担う児童生徒に関しては、いじめや体罰、ヤングケアラー、子どもの貧困や虐待等子どもの人権に関わる問題は依然として深刻である。

こうした人権問題の現状を踏まえ、全ての人の尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会を実現するためには、一人一人が人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠である。

国連の「人権教育のための世界計画」では、「人権教育には、人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組が含まれる」とした上で、「知識及びスキル」「姿勢」「行動」を育成するプロセスであるとしている。

そこで、人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となる。また、人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受け止めるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そして、その意欲や態度を実際の行為に結び付ける実践力や行動力を育成することが求められる。

京都府の取組

京都府においては、これまで同和問題（部落差別）等様々な人権問題の解決に向けた施策を積極的に展開してきた。こうした諸施策の成果と課題及び人権をめぐる国際的、国内的状況を踏まえ、平成28年1月に「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」が策定された。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、学校や個人への誹謗中傷、インターネット上での心ない書き込み等様々な事象が社会問題化していることから、令和3年3月に「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改訂版）」以下「第2次推進計画改訂版」が策定された。

さらに、京都府教育委員会では「第2次推進計画改訂版」や「第2期京都府教育振興プラン」を踏まえ、人権教育についての基本的な考え方と年度ごとの重点的取組事項を明らかにするため「人権教育を推進するために」を策定している。「第2次推進計画改訂版」においては、「人権という普遍的文化を京都府において構築すること」を目標としている。この目標を達成するために、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できるという意識が、社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会の実現を目指して、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図るとともに、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進しなければならない。

このため、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、それが日常生活において自然に態度や行動として現れるようにすることが大切である。また、同和問題（部落差別）等様々な人権問題の正しい理解や認識の基礎を培い、自ら気づき、主体的に考え、解決しようとする意識・態度・実践力を育成することが求められる。

そこで、人権教育は、生涯学習の視点に立ち、幼児期からの発達の段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが連携・協働して、これらを推進していく必要がある。

「第2次推進計画改定版」は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、京都府の人権教育・啓発の基本的指針を示したものである。

人権教育の動向

	国・府関係(太枠は府関係)	国連関係
昭和		
38	同和教育の基本方針(京都府教育委員会)	1948 世界人権宣言
40	同和对策審議会答申	
平成		
8	地域改善対策協議会意見具申	1994 人権教育のための国連10年(1995年~2004年)
9	「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画	
11	人権教育のための国連10年京都府行動計画	
12	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
14	人権教育・啓発に関する基本計画	
16	人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ]	
17	新京都府人権教育・啓発推進計画 人権教育を推進するために(京都府教育委員会)毎年度発行	2005 人権教育のための世界計画(第1フェーズ)
18	人権教育の指導方法等の在り方について[第二次とりまとめ]	
20	人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]	
23	京都府教育振興プラン	2010 人権教育のための世界計画(第2フェーズ)
28	京都府人権教育・啓発推進計画(第2次) 京都府教育振興プラン(平成28年度改定版) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 部落差別の解消の推進に関する法律	2014 人権教育のための世界計画(第3フェーズ)
令和		
2	第2次京都府子どもの貧困対策推進計画 第2期京都府教育振興プラン	2020 人権教育のための世界計画(第4フェーズ)
3	京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改訂版)	
5	こども基本法 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	

主な法令等のみ掲載(詳しくは「人権教育指導資料—2つのアプローチから—第4版(令和元年度)」(京都府教育委員会)を参照)

※京都府教育委員会 学校教育課 人権教育室

①動画リンク集

②人権教育に関する教職員の意識調査に係るリーフレット

